

平成二十一年六月十九日受領
答弁第五二四号

内閣衆質一七一第五二四号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による飲酒対人交通事故に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による飲酒対人交通事故に関する再質問に対する答弁書

一、二及び五について

外務省として、職員に対する処分の公表に当たっては、「懲戒処分の公表指針について」（平成十五年十一月十日付け総参一七八六人事院事務総長通知）を踏まえ、個人が識別されない内容のものとすることを基本としており、お尋ねについては、これを明らかにすることにより、特定の個人が識別されるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘の三名の職員による交通事故について、外務省から公金が支出された事実はない。

四について

御指摘の職員に対する御指摘の減給処分は、減給一月（俸給月額の十分の一）である。